

令和3年（行ウ）第29号

行政文書非公開決定取消等請求事件

原告 ゆがわら町民オンブズマン

被告 湯河原町

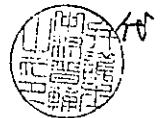
準備書面(3)

2021（令和3）年10月22日

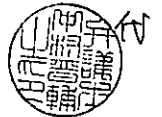
横浜地方裁判所第1民事部御中

原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆 司



同 小 沢 弘 子



同 石 崎 明 人



同 伊藤 朝日太郎



同 武 井 由 紀 子



同 中 村 晋 輔



同 高 橋 由 美



同 馬 込 竜 彦



1、はじめに

本件決定の適法性を被告が論証するには

- ① 本件決定には理由付記について欠けるところがない
- ② 会議規則は、本件条例5条7号（従って同条1号ア）の「法令等」にあたる
- ③ 会議規則92条の「公表しない」という規定は「公開を禁止する」という趣旨である

という三つの命題をすべてクリアする必要がある。

被告の準備書面2は、もっぱら上記③と②について（その順序で）述べられていると理解し、原告は本書面により、これに対する感想を述べる。もっとも、主張として特に新しいものはなく、この程度で本件の審理を終結して頂きたいと考える。

2、 会議規則92条1項の趣旨について

- (1) 会議公開の原則（地方自治法115条1項本文）には「当然に会議録の閲覧請求権の承認を含む」とした昭和50年最判は、議会が情報公開制度の対象になる前の時代の判例であって、情報公開制があっても公開が禁止される情報（非公開情報）の範囲等について審理したものではない。したがって同判決が、「特段の事由」がある場合は例外とする趣旨は、会議録の閲覧が「当然には認められない」という趣旨にとどまり、閲覧を禁止すべきであるという趣旨を含むものではない。

- (2) 本件会議規則も情報公開制度のない時代に制定されたものであり、会議録の公開や閲覧について規定がないのも、ある意味で当然である。

同規則92条1項が「秘密会の議事の記録は公表しない」と規定した趣旨も、昭和50年最判と同様、「公表を予定しない」というに止まるものと解される。

情報公開制度は、まさに当局が「公表を予定しない情報」に対する住民のアクセス権を保障する制度である。公表を予定されている情報だけにアクセスの対象が限定されるとすれば、そもそも情報公開制度は要らないのである。

- (3) なお被告の援用する平成7年長崎地裁判決(乙12)は、「委員会会議録を公開している市議会は、91市で、それが全国663市に占める割合は13.7%である。このような法的状況の下においては」という前提で、委員会の公開の有無等についての当該議会の自律的判断権を認めたものに過ぎない。

また、平成9年宇都宮地裁判決(乙11)は、「現行の地方自治法の解釈として、同法115条が一律に委員会の会議の公開を定めたものと解釈することはできないが、一方で、委員会公開の要請も時代の趨勢であり、いずれ法改正により解決するか、各地方公共団体において委員会条例に委員会の会議の公開を明記することで解決するか、今後の政治課題といえるであろう」と付記している。

今日においては、法改正はないものの、大部分の地方議会において委員会の公開(委員長許可の慣例化を含む)は実現している。また、議会を実施機関に含む情報公開条例は、平成21年の時点ですでに全都道府県および市町村の98.9%(全1800市町村中1781)に達した(乙6)。「法的状況」は、25年前と比べて著しく変貌しているのである。

- (4) 湯河原町議会基本条例(甲5)3条3項は、「議会は、町民が自由に議会を傍聴し、又は広報等を通じて必要な情報を得ることができるようになるとともに、町民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する説明責任を果たすことにより、透明性と応答性のある運営を行うものとする。」と規定している。また、同条例2条3項は、議

会は、町長その他の執行機関の活動を監視する役割を果たすための活動にあたり、「町民に必要な情報を提供し、その多様な意見を反映させるとともに、町民とともにまちづくりの活動を進める町民参加と町民協働の議会運営に努めなければならない。」と規定している。

湯河原町議会基本条例のこうした規定に照らしても、会議規則 9 2 条について、会議録の公開及び町民の会議録閲覧請求権を排除する規定であると解されることはありえない。

- (5) したがって会議録公開の可否は、情報公開条例上の「非公開情報」に該当するか否かを会議録の内容に即して具体的に検討して判断するほかはなく、会議規則 9 2 条の規定が会議録の全内容を包括的に条例上の「非公開情報」と定めたものと解釈する余地はない。

3、 会議規則は「法令」にあたらない

- (1) 地方自治法に根拠を持つ「規則」には、首長が「その権限に属する事務」に関して定める規則（1 5 条）、執行機関たる委員会が「その権限に属する事務」に関して定める規則（1 3 8 条の 4）もあるが、同じ法律を根拠とする規則にあっても、議会が法 1 2 0 条に基づいて定める会議規則だけは、条例制定権を有する議会が定めたものであるから、条例と同視すべきである、と被告は主張する。
- (2) しかし、本件条例（甲 4）を制定するときの立法者意思が被告主張の如きものであるとすれば、第 5 条 7 号冒頭の文言を「法令等（会議規則を含む）」とすれば足りることであった。そのように規定しなかったところにこそ、立法者意思が現れていると解すべきである。
- (3) また被告は、情報公開請求権は国民が本来的に有する権利ではないから法 1 4 条 2 項の制限を受けない、という主張をも展開する。しかし、

情報公開法（平成 11 年法律 42 号）第 1 条に明記されている通り、同法は「国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利」につき定めた法律であり、同法 25 条の要請に従って情報公開条例が前述のように普及したのである。そのような性質をもつ情報公開請求権の範囲を定める規範が条令事項（法 14 条 2 項）ではないなどというのは、暴論以外の何物でもない。

4、 個人情報以外の非公開情報の存否について

- (1) 被告は、本件会議録には「個人情報だけでなく、（中略）議会と町当局との間における審議・検討等の意思決定過程における情報等が、多数含まれているはずである」と主張する。
- (2) 本件会議録の所持者である被告自身が、「含まれているはず」などという意見を、あたかも評論家のように述べるのは無責任である。仮に、本件会議録にそのような非公開情報が含まれているとすれば、処分理由の中でその旨を明記すべきであるから、それを行わないまま、かかる主張を展開するのは失当である。

以上